

鳥取県告示第588号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に特別保護地区の区域を指定する予定であるので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は、平成24年9月3日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

平成24年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 特別保護地区の名称
芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区
- 2 芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区の区域
芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る168林班から170林班までの区域（面積267ヘクタール）
- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
この区域は、八頭郡智頭町の東端に位置し、芦津溪谷として景勝地で知られている地域である。ブナ、ミズナラ、トチノキ、カエデ類等の冷温帯落葉広葉樹に天然スギ等の針葉樹天然木が混在する多様な植物を有する天然林であり、林野庁の遺伝資源保存林や国定公園特別地域にも指定されている。豊かな自然を有する地域で、多様な鳥獣が生息しており、当該区域を特別保護地区に指定し、もって鳥獣の保護を図ろうとするものである。
- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所
鳥取県生活環境部公園自然課及び東部総合事務所生活環境局生活安全課
- 6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間
平成24年8月21日から14日間